ノート

米国反トラスト法による プライススクイーズ規制について ～ LinkLine 事件連邦最高裁判所判決を中心に～

若　林　　亜　理　砂

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　米国におけるプライススクイーズ規制と LinkLine 事件の位置づけ
Ⅲ　LinkLine 事件
Ⅳ　プライススクイーズに関する論点
Ⅴ　結びに変えて

Ⅰ　はじめに

電気通信分野をはじめとする規制産業分野においては、従来、自然独占性・ユニバーサルサービスの必要性等の観点から自由競争がなじまないとされており、国、あるいは独占的事業者により排他的に事業が展開されてきた。1980年代以降の規制緩和により、これらの分野にも競争原理が導入され、それとともに、従来独占が認められてきた事業者による、市場支配力を濫用した行為が問題とされるようになった。このような状況はわが国のみにとどまらず、むしろわが国よりも自由化の進展が早かった国々において顕著に見られており、このような状況に対応するように、市場支配的地位を有する事業者による競争者の「排除」の競争法上の捉え方について各国において議論がなされるようになっている。競争者の「排除」を違法とし得ることは、わが国においても、また欧米においても、その適用条文の文言・要件に若干の差違はあるものの同様であるが、違法な排除とは何かということについては未だ各国で明確な基準が見いだせていない。

本稿で取り上げるプライススクイーズも、違法な「排除」たり得るかについて各国において議論がなされている行為の１つである。プライススクイーズとは、２つの垂直的な市場（上流市場及び下流市場）において事業活動を行っている垂直

統合事業者が、上流市場及び下流市場における商品あるいはサービスの価格・料金を、上流市場における顧客であり同時に下流市場における競争者である事業者が、下流市場において垂直統合事業者自身と競争できないような幅に設定することと整理することができ[(1)]、このプライススクイーズは、マージンスクイーズとも呼ばれることがある[(2)]。プライススクイーズが近年各国で問題となっているのは、電気通信・電力分野等において、小売事業分野が自由化されることが多くなり既存の独占的事業者と新規事業者が競争を行う一方で、そのインプットとして必要な設備は依然として既存の独占的事業者が保有し、これを小売部門の競争者である新規事業者に販売するようなケースが増えている状況を反映している[(3)]。

わが国においてプライススクイーズが問題とされた初の事例と評価されるものとして、NTT 東日本事件がある。同事件は、戸建て向けの FTTH サービス提供の価格が問題となった事例である。当時、同サービスの設備構成としては、芯線直結方式と１芯の光ファイバを数人で使用する分岐方式があったが、NTT 東日本社は平成14年６月以降「ニューファミリータイプ」というサービスを提供を始め、このサービスを提供するに当たり、分岐方式を用いるとして接続料金の認可を受けて当該サービスのユーザー料金の届出を行った。しかし、実際には芯線直結方式を使っており、他の電気通信事業者が被審人の光ファイバに芯線直結方式で接続して当該サービスを提供する際に必要となる接続料金（約7000円）を下回る料金（5800円及び4500円）でサービスを提供したものである。公取委はこの行為が独禁法３条前段（私的独占）に違反するとして審決を行った[(4)]。NTT 東日

---

(1)　Town of Concord v. Boston Edison Co., 915 F.2d 17, 21（1st Cir. 1990）.

(2)　米国では「price squeeze」、欧州では「margin squeeze」と呼ばれることが多い。

(3)　プライススクイーズが生じる場合として、①垂直統合事業者が自らの川下部門に販売するよりも高く競争者に販売することにより、競争事業者のマージンを圧搾する場合と、②自らの川下部門と同じ価格で競争者には販売するが、川下部門ではコスト割れで販売する場合があるとされる。武田邦宣「競争法によるプライススクイーズの規制（根岸ほか編『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェース』54頁所収）では①を RRC 型（競争者費用引き上げ型）スクイーズ、②を略奪型スクイーズとして分類を行っている。

(4)　公取委審判審決平成19・３・26（審決集審決集53巻776頁）。同審決に関する論稿として、柴田潤子「東日本電信電話株式会社の私的独占事件」公正取引681号77頁、平林英勝「ＮＴＴ東日本によるＦＴＴＨサービスの私的独占事件審決の検討」判タ1246号80頁。その他、本件に関する評釈として東條吉純「排除の不当性―FTTH サービスにおける私的独占事件」ジュリスト1350号88頁。田中裕明「市場支配的電気通信事業者による私的独占」ジュ

本社はこれを不服として審決取消訴訟を提起したが、判決は公取委の判断を支持し同社の独占禁止法違反を認定している[5]。

本稿では、米国における反トラスト法によるプライススクイーズの規制の展開について、連邦最高裁判所における判断が示されたLinkLine事件を中心に検討を行う。わが国においてもプライススクイーズに対する独占禁止法違反の判断が行われる事例が現出する中で、そもそもプライススクイーズは独占禁止法によって規制すべきなのか、規制すべきであるとしてどのような場合に競争秩序との関係で問題となるのかを検討する必要がある。米国における規制の展開はその法体系が異なる以上そのままわが国の法解釈・適用に参考になるわけではないが、わが国における規制について議論を行う際の１つの手がかりを提供するものと考える。

Ⅱ　米国におけるプライススクイーズ規制とLinkLine事件の位置づけ

1　規制法規

米国において、プライススクイーズはシャーマン法２条[6]により主として規制される[7]。シャーマン法２条は、独占化及び独占化の企図を違法とするものであるが[8]、独占化の要件としては、関連市場における独占力の存在、及び、独占力の意図的な獲得、行使、維持行為が必要であり[9]、独占化の企図の立証のためには、略奪的・反競争的行為の存在、独占を達成する「特定の意図」、及び独占を達成する「危険な蓋然性」が必要であるとされている[10]。

リスト平成19年度重要判例解説265頁等がある。

(5)　東京高判平成21年５月29日、LEX/DB25450551。

(6)　15 U.S.C. §2 (1890).

(7)　このほか、FTC法第５条によっても規制されるが、FTC法第５条は私人によっては援用し得ず、プライススクイーズが争われる事例は私訴がほとんどであるため、シャーマン法第２条が中心的な規定となる。

(8)　シャーマン法２条は以下のように規定する。「数州間の又は外国との取引または通商のいかなる部分をも独占化し、または独占化を企図し、または独占化するために他者と結合しまたは共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪となる場合には、法人に対しては１億ドルを超えない罰金、それ以外の者に対しては100万ドルを超えない罰金または10年以下の禁固に処し、もしくは裁判所の裁量によりその併科とする」

(9)　United States v. Grinnell Corp., 384 U.S. 563 (1966).

(10)　Spectrum Sports, Inc. v. McQuillan, 506 U.S. 447 (1993).

独占化の要件である「独占力を意図的に獲得し、行使しまたは維持する行為」と独占化の企図の要件である「略奪的又は反競争的行為」とは内容的に重なるとされており[11]、近年の判決においては、独占化及び独占化の企図の要件を充足しない適法な行為とは峻別する形で整理を行い、これら要件を充足する行為を略奪的（predatory）あるいは排他的（exclusionary）な行為と称している[12]。個別の行為類型が違法な排他的行為であるかについては、判例法による蓄積がなされており、それぞれの場合について個別の要件が検討されている。

２　プライススクイーズ規制の展開[13]

（1）　Alcoa 事件[14]

米国において、プライススクイーズがシャーマン法２条違反となり得ることを示した事例として Alcoa 事件がある。同判決は、プライススクイーズを違法とした最初の事例ではないが、一定の基準を示したものとしてリーディングケースと位置づけられてきた[15]。

Alcoa 社は、アルミのインゴット市場における販売のための製造量において1934～38年の平均で90％以上のシェアを有していた。同社はアルミインゴットを使用してアルミ板の製造をしており、また、アルミ板を製造する他の事業者にアルミインゴットを販売もしていた。司法省は、Alcoa 社が州際取引をシャーマン法２条に反して独占化しており、企業分割されるべきこと、その他シャーマン法１条違反を主張して、1937年、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。同裁判所は司法省の主張を認めず、司法省は控訴した。

⑾　ABA Section of Antitrust Law, Antitrust Law Development（6th ed.）, 307.

⑿　略奪的／排他的行為とされるための考慮事項としては、①被告である独占者が、効率性以外によって競争者を排除する意図を有していたか（被告の行為に効率性に基づく事業上の正当化事由があるかどうか）②原告、消費者、及び競争に対する被告の行為の効果、を検討すると一応一般化されている（Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585（1985）.）。

⒀　米国におけるプライススクイーズの判例の展開に関し、LinkLine 事件控訴裁判所判決までの流れについては拙稿「米国におけるプライススクイーズ規制の展開～リンクライン事件控訴審判決に至るまで」総務省情報通信政策研究所『海外情報通信判例研究会中間報告書』（2010）を参照されたい。

⒁　United States of America v. Aluminum Co. of America, 148 F.2d 416（2d. Cir. 1945）.

⒂　Supra note 11, 286.

第２巡回区連邦控訴裁判所の Hand 判事による法廷意見は、プライススクイーズの主張[16] に関し以下のように述べる。違法なプライススクイーズがあるというために、第１に、事業者がある商品（川上市場）について独占力を有していること、第２に、川上市場における当該商品の価格が「公正な価格（fair price）」以上であること、第３に、独占的事業者自身も競争する川下市場において、競争するためには当該商品が必要であること、第４には、独占的事業者の川下市場での価格が低すぎて、競争者がそれに対抗し、かつ「生存するための利益（living profit）」を得ることができないこと、が必要である。

このように違法なプライススクイーズの要件を述べた上で、次のように本件の事実の当てはめを行った。まず、インゴットを圧延してアルミを製造するための Alcoa 社のコストを、アルミ板市場における Alcoa 社の競争事業者の圧延コスト基準として用いた。そして、多くの場合、競争者のコストであるインゴット購入コスト及び圧延コストは、Alcoa 社のアルミ板の価格よりも高く、従って、アルミ板市場において Alcoa 社の競争事業者を排除していると認定した。Alcoa 社が自らの行為がアルミ板市場における競争へ与える効果を認識して以降は、Alcoa 社がアルミ板市場を独占化する意図を持っていなかったとしても、Alcoa 社の行為（インゴットの価格を不当に高く、アルミ板の価格を不合理に低く設定する行為）は独占力の違法な行使であると判断した。

(2)　Alcoa 事件以降の議論の展開

Alcoa 事件は上記のようにプライススクイーズがシャーマン法２条違反となること、及びそのための一定の要件を明らかにしたものであると考えられるが、その後、1980年代に入ると、電気事業分野におけるプライススクイーズについて訴訟が提起されるようになり、いかなる場合にプライススクイーズが違法なものと考えられるかという基準をめぐって判例が展開された[17]。

---

(16)　司法省はシャーマン法２条に関する Alcoa 社の反競争的行為として、①ボーキサイトの沈殿物の「先占」、②インゴット及びその製品市場における競争事業者の事業努力の抑圧行為、③製品市場特にアルミ板及びアルミ線の市場における市場独占があり、③のための行為の一つとしてプライススクイーズを主張している。

(17)　比較料金テスト（Comparative Billing Test）、移転価格テスト（Transfer Price Test）及び比較収益率テスト（Comparative Rate of Return Test）等が採られている。

1990年代に入ると、事業規制分野におけるプライススクイーズを反トラスト法によって規制することそのものに対する謙抑的な議論が生じる一方[18]、LinkLine 事件と同様に第９巡回区の判例である City of Anaheim v. Southern California Edison Co. 事件（以下、「Anaheim 事件」とする）[19] は、「規制が行われているという状況にあるからといって、反競争的に行動することについての白紙委任状を電力事業者に与えるべきではない」としており、一定の場合に規制分野においてもプライススクイーズをシャーマン法２条違反とし得ることを述べるなど、議論の対立が生じるようになった。

その後、プライススクイーズに対する規制についての議論に大きな影響を与える２つの連邦最高裁判所の判決が出される。第１の判決は、不当廉売（略奪的価格設定）についてロビンソン・パットマン法違反であるかが争われた1993年の Brooke Group 事件連邦最高裁判所判決（以下、「Brooke Group 判決」とする）[20] である。最高裁判所は、略奪的価格設定について、「短期的には競争者を排除し長期的には競争を減殺する目的で一定の費用基準以下に価格を設定すること」であるとした上で、シャーマン法２条、ロビンソン・パットマン法に違反する反競争的な略奪的価格設定に該当するためには、①当該価格が一定の費用基準以下に設定されていることに加えて、②コスト以下の価格による損失を埋め合わせる合理的な期待もしくは危険な蓋然性を行為者が有していること、の２つの要件を満たすことが必要であるとしている[21]。

⒅　このような謙抑的な立場をとったものとして、Town of Concord 事件第1巡回区連邦控訴裁判所判決（*Town of Concord v. Boston Edison Co.,* 915 F.2d 17（1st Cir. 1990）, cert. denied, 499 US 931.）が挙げられる。同事件は、原告であるマサチューセッツ州の Town of Concord 他が、電力会社によるプライススクイーズがシャーマン法２条違反に該当すると主張して提訴した事例であり、地裁は陪審の評決通り原告の主張を認めたが、第１巡回区控訴裁判所は原審の判決を破棄している。判決は、上流市場･下流市場双方において事業規制機関により効果的な料金規制がかけられている場合、料金申請が重大な反競争効果を生じることは通常考えられないこと、また、そのような状況において裁判所が料金申請をやめさせることは、反トラスト法がまさに防止しようとしている反競争効果、すなわち、効率性の低下や価格の高騰を逆に引き起こす重大なリスクがあることから、ごく例外的な場合を除き、料金規制の存在によりシャーマン法２条の要件としての「排他的行為」に該当するプライススクイーズは通常は生じない、と述べている。

⒆　955 F.2d 1373（9th Cir. 1992）.

⒇　*Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp.,* 509 U.S. 209（1993）.

(21)　Brooke Group 事件を紹介･分析する文献として、中川寛子『不当廉売と日米欧競争法』

第２の判決は、2004年の Trinko 事件連邦最高裁判所判決（以下、「Trinko 判決」とする）[22] である。既存地域電気通信事業者 Verizon 社には、FCC 規則により他の事業者に対する地域ネットワークへの非差別的なアクセス提供及び接続のために必要なオペレーションサポートシステム（OSS）の接続の提供が義務づけられていたが、競争者（AT&T 社等）からの OSS 接続要請に適切に応じなかったため、これに対して連邦通信委員会（FCC）等による措置が下されていた。原告（上訴人）である Trinko は AT&T 社の地域電話サービスの顧客であったが、被告の行為がシャーマン法２条に違反していると主張して３倍額賠償と行為の差止を求めて提訴した。

連邦最高裁判所は、以下のような理由から原告（被上訴人）の主張を認めなかった。まず、1996年通信法により反トラスト法の適用が除外されず[23] また、反トラスト法の確立した基準を満たす訴えの妨げとはならないことを確認した上でシャーマン法２条違反に該当するかについては以下のように述べる。単なる独占力の保持は従来から違法ではなく、他社が有していないインフラを自らは所有していたとしても、競争者との取り引き義務は原則としてない。ただ、例外として取引義務が生じる場合があり、それは Aspen Skiing 事件[24] のような場合で

有斐閣（2000年）、小川敏明「ブルック判決における原価の算定上の問題について」公正取引575号36頁（1998年）等がある。

(22) *Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP,* 540 U.S. 398 (2004).

(23) 110 Stat. 143, 47 U.S.C. §152, note.

(24) *Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp.,* 472 U.S. 585 (1985). 原告（被上訴人）・被告（上訴人）ともにコロラド州アスペンでスキー場を経営していたが、同地にある４つのスキー場のうち原告の所有する１つのスキー場に行くには残り３つのスキー場を有する被告のスキー場からリフトに乗らなければならず、原告と被告は共同して全スキー場に共通のリフト券を販売するという業務提携を行っていたが、利益の分配についての変更につき合意に至らなかったため、被告は共通リフト券の業務提携の継続を行わなかった。その後被告は割引及び小売いずれの料金でも、原告による被告のリフト券の購入申し込みも拒絶した。原告は、被告が取引拒絶によりシャーマン法２条違反を行ったとして損害賠償請求を行った。

連邦最高裁判所は以下のように判断している。独占力を有する事業者であっても競争者と取引する義務は有さない。しかし、その取引拒絶をする権利は無制限ではない。効率性以外の理由で競争者を排除しようとした場合は、その行為は略奪的であると判断される。本件は単なる取引拒絶ではなく継続していた取引の停止であり、また大きな需要があった共通券を廃止したことは消費者に悪影響を及ぼしており、競争者を排除し長期にわたって競争を減殺しようとしたことにはいかなる合理的な経済的理由も見いだせないとして、被

ある。同事件は、それまで自発的に取り引きしていた商品の卸販売を拒絶し、また、短期的な利益を犠牲にして長期的に競争を制限したとして２条違反とされた事例である。これに対して本件では、Verizon 社が競争者と取り引きしたのは規制に基づく義務を負っていたからであり Aspen Skiing 事件とは異なるため、取引拒絶が違法となる場合には該当しない[25]。

このように、取引拒絶が反トラスト法上違法とされるのは、Aspen Skiing 事件のような限定的な場合であるとしており、これ以外の場合には反トラスト法上の取引義務がないとしたものであると本判決は理解されている[26]。

(3) Trinko 事件以降のプライススクイーズ事例

Trinko 事件以降は、反トラスト法上の取引義務がない場合であって、川下市場の価格につき Brooke Group 事件の２つの要件を満たさない場合のプライススクイーズの訴えについてどのように考えるかが問題となることとなる。

これにつき判断された事例として Covad Communications Co. v. Bellsouth Corp 事件がある[27]。この事例では、後に述べる LinkLine 事件と同様、既存地域電気通信事業者である Bellsouth 社が、自らも事業活動を行うサービスプロバイダ市場における競争者である Covad Communicaion 社等に対して、自らの小売価格よりわずかに低いか、あるいはそれよりも高い卸売価格を課したことがシャーマン法２条に違反するプライススクイーズであると原告が主張した事例である。同事件において第11巡回区連邦控訴裁判所は、プライススクイーズの主張を「伝統的反トラスト法理に基づくもの」としつつも、違法とするためには Brooke Group 事件の２つの要件を満たす必要があるとしている。

もう１件は、Bellsouth 社に対する訴訟と同様の事実関係の下にプライススクイーズの違法性が争われた Covad Communications v. Bell Atlantic 事件であ

告の行為を２条違反とした原審を支持した。

(25) トリンコ判決を紹介･分析する文献としては、岡田直己「一方的取引拒絶の規制における「短期的利益の犠牲」について―トリンコ事件連邦最高裁判決の検討を中心に」慶応義塾大学法学政治学論究71号161頁（2006年）、李麗莎「電気通信事業法と独占禁止法の具体的な競合関係―東日本電信電話株式会社に対する勧告事件及び米国のトリンコ事件を中心に」六甲台論集（法学政治学篇）52巻２号61頁等がある。

(26) Supra note 11, 260.

(27) Covad Communications Co. v. Bellsouth Corp., 374 F.3d 1044（11th Cir. 2004）.

る[28]。同事件においても Brooke Group 事件の要件を満たすかについての主張はなされていなかったが、DC 巡回区連邦控訴裁判所は、Trinko 判決に照らして「垂直統合独占事業者が取引拒絶を自由に行い得る状況においてプライススクイーズを禁止することは意味がない」と原告の主張を退けている。

3　小　括

Alcoa 事件以降、シャーマン法２条違反の要件たる排除行為の１つとしてプライススクイーズはとらえられ、その後 Alcoa 事件に基づき違法なプライススクイーズを認めるための基準について議論されたが、1990年代に入ると、事業規制法による規制が存在することに鑑み、プライススクイーズを反トラスト法により規制すること自体について判例においても判断が分かれるようになる。

そして、Brooke Group 事件及び Trinko 事件における連邦最高裁判決を経て、プライススクイーズに対する反トラスト法による規制についての批判が行われるようになる中で、以下で述べる Linkline 事件の控訴審判決が前述の巡回区連邦控訴裁判所における２つの判決において採られた立場と異なる立場を採ったことにより同事件が非常に注目されることとなった。そして、2008年、LinkLine 事件について最高裁判所が裁量上訴を認め、2009年に判決が出されるが、これによりこの論点に関する対立について最終的に連邦最高裁判所の判断が下されることとなり、ここに同事件の大きな重要性を見いだすことができる。以下では、LinkLine 事件について検討する。

Ⅲ　LinkLine 事件

1　事実概要

インターネットサービスプロバイダである LinkLine 社らが原告となって、既存地域電気通信事業者である SBC California 社及びインターネット接続サービスをユーザーに提供する子会社等（以下「AT&T 社」）を提訴した事例である。原告は被告の所有する地域通信網を被告から卸購入し、同通信網を通じてインター

---

(28)　Covad Communications Co. v. Bell Atlantic Corp., 398 F.3d 666（DC Cir. 2005）.

ネット接続サービスを提供していた。被告がサービスを提供するためには、原告の通信網を利用することが必要であった。原告は、AT&A 社がシャーマン法２条に反して地域 DSL 市場を独占化し、あるいは当該市場の独占化を企図したと主張した。

カリフォルニア中部地区連邦地方裁判所は、2005年の決定において被告が行った複数の申し立てのうちいくつかの訴えは認めたが、Trinko 判決によりプライススクイーズはシャーマン法２条違反の訴えの原因とはならないこと、及び、連邦機関により規制された卸売価格に関する本件ではプライススクイーズの訴えは認められないことを理由とする、請求の原因の陳述懈怠による訴え却下の申し立て（motion to dismiss for failure to state a claim）は認めなかった。しかしながら同裁判所は中間上訴の訴え（interlocutory appeal）を認めた[29]。

第９巡回区連邦控訴裁判所は、訴答に基づく判決の申し立てにつき検討を行っている[30]。同裁判所は、第一に Trinko 事件はプライススクイーズの理論を含んでおらず、プライススクイーズの訴えは従来の判決（Alcoa 事件など）により認められている既存の反トラスト法理の一部であること、第二に Trinko 判決は、規制法の存在が「一つの要素」であるとしており慎重に判断すべきことを判示するが、同巡回区の先例である Anaheim 事件はそれに沿った判断をしていることから、Trinko 判決の判断と「明らかに矛盾」していないと結論づけている[31]。その上で、Anaheim 事件の分析を当てはめた場合、被告の申し立てを棄却した地裁の結論の妥当性は明らかであるとした。

被告はこれを不服として、連邦最高裁判所に裁量上訴を求め、2008年６月23日同裁判所はこれを認めた[32]。

２　連邦最高裁判所判決[33]

連邦最高裁判所は、以下の理由により第９巡回区連邦控訴裁判所の判決を破棄、

---

(29) App. to Pet. for Cert. 46a-49a, 56a.
(30) 503 F.3d 876 (9th Cir. 2007).
(31) ３人の裁判官のうち、２人が判決に賛成し、Gould 判事が反対意見を提出している。
(32) 128 S.Ct. 2957 (2008).
(33) Pacific Bell Telephone Co. v. Linkline Communications Inc., 129 S.Ct. 1109 (2009). 同

差し戻しした[34]。

(1) 争訟性（mootness）について[35]

最高裁判所は、現在の原告（被上訴人）の立場にかかわらず、両当事者は異なった救済を求めていること、裁量上訴を無効とした場合、本法廷が裁量上訴を認めた争点についての対立点は残されたままとなること、から本件は争訟性を失って（moot）はいないと判断した上でプライススクイーズの論点を判断している。

(2) プライススクイーズの主張について

最高裁判所は、被告（上訴人）が卸売段階で原告と取引する反トラスト法上の義務がない場合には、原告はプライススクイーズをシャーマン法２条違反として提訴することはできないとした[36]。その理由は以下の通りである。

①事業者は例外的な場合を除き、一般的に、価格や取引条件と同様に、取引相手を選択する自由がある。しかし、まれに、独占的事業者が、略奪的価格設定のように純粋に単独の行為により反トラスト法上の責任を負う場合がある。また、事業者が競争者に対する単独の取引拒絶が反トラスト法上の責任を引き起こす Aspen Skiing 事件のような例外的な場合がある。本件では原告は略奪的価格設定を主張しておらず、地裁は反トラスト法上の取引義務は存在しないと判断している。原告は、事業者が競争者の利幅を搾取したという上記例外的な場合とは異なる類型の単独行為に関して提訴している。

②卸売段階で取引義務がなく、小売段階で略奪的価格設定がない場合には、事業者は、両市場での価格を競争者の利幅を残すように設定する義務を負わない。AT&T 社の卸売価格に対する原告のいかなる主張も、Trinko 判決をそのまま適

判決についての論稿として、松下満雄「私的独占に関する米最高裁判決」国際商事法務37巻５号573頁（2009年）がある。

(34) 第９巡回区控訴裁判所の差戻審判決が2009年４月９日に出されている（563 F.3d 853）。同判決は、最高裁判所の判決に基づき、原告が主張の修正をする可能性も含め、再度審理を行うことを地方裁判所に命じた。

(35) 裁量上訴が認められて以降に原告（被上告人）が主張を変更し、Brooke Group 事件の基準を満たすプライススクイーズに基づく主張のみが有効であると述べた上で、その主張を行うために地裁に差し戻すことを求めたため、争訟性について問題とされた。

(36) 最高裁判所の裁判官全員が結論に賛成しているが、Breyer 判事による同意意見が出されており、Stevens, Souter, Ginsburg 判事がこれに加わっている。

用することにより妨げられる。Trinko 事件では、市場において反トラスト法上の取引義務を有さない事業者は、競争者に対して有利な条件で取引する義務も有さないとしている。従って、原告が望む卸売価格で被告がサービスを提供することも義務づけられることはない。プライススクイーズのもう一つの構成要素は、被告の小売価格が「低すぎる」ということであるが、積極的な価格競争に水を差さないために、略奪的価格設定の訴えを認めることにつき裁判所は慎重に限定をかけてきた。本件では、AT&T 社の行為が Brooke Group 事件の２要件の双方をみたしているとの主張は原告によりなされていない。被告の訴えを認める場合には、Brooke Group 事件でも懸念された、潜在的な反トラスト法上の責任を逃れるために、事業者が小売価格を引き上げることあるいは積極的な価格競争を抑制するという害悪がもたらされることになる。

③反トラスト法における明確な基準の重要性について繰り返し強調されているが、プライススクイーズの訴えが認められるとすれば、裁判所は規制当局のように卸売価格・小売価格双方を監視するという役割を負うこととなり、また独占的事業者にとってはセーフハーバーが存在しないこととなる。

Ⅳ　プライススクイーズに関する論点

LinkLine 事件では様々な研究者・事業者等が連邦最高裁判所に対して Amicus Brief を提出している。同裁判所に提出された Amicus Brief は８件あり、うち６件が被告側を支持する Brief であり[37]、１件が原告側を支持する Brief である[38]。１件は上告棄却を主張するものであるが[39]、内容的には原告側に近い主張をしていると考えられる。これに関連して注目されるのは、連邦司法省が被告側の主張を支持する Brief を提出しているが、これに連邦取引委員会（FTC）が加わらなかったことである。司法省と FTC は従来反トラスト法に関する訴訟において、共同で Brief を提出することが多かった。しかしながら、特に近年異なる見解を表明することが多くなり、さらに本件では FTC は司法省の Brief

(37) 連邦司法省、Verizon 社等、によって提出されている。
(38) プロバイダ等の事業者団体である COMPTEL によって提出されている。
(39) American Antitrust Institute によるもの。

に加わらないのみならず、これに反対の立場をとるという見解を表明しているが[40]、このことからも、プライススクイーズをシャーマン法２条違反行為とするかについて大きな意見の対立があることが窺える[41]。以下においては、プライススクイーズの反トラスト法による規制に積極的・消極的双方の見解が対立していた主たる論点について、各 Brief における見解を中心に概観する。

1　プライススクイーズの反競争効果

プライススクイーズが単独でシャーマン法２条違反を構成する行為とはならないとする立場の見解（以下、「規制反対説」とする）は、この行為を上流市場における行為及び下流市場における行為として把握する。その上で、それぞれの行為は先例に照らして違法とはならないと結論づけるのであるが、このようなプライススクイーズを規制することによる競争に対するデメリットがあると考える。そのデメリットとして挙げられるのが、効率性を促進するような行為、及び価格競争の抑制効果である。プライススクイーズを反トラスト法により規制することとなれば、適切な価格がどの程度であるかという点についての算出が非常に技術的であり明確な基準が設定し得ないことから、垂直統合事業者は下流市場における価格を引き下げることについて非常に慎重になることが予想され、これは消費者利益に反することであると述べる。その背景としては、単一独占利潤理論[42]

---

(40) Statement of the Federal Trade Commission Declining To Join the U.S. Department of Justice Recommendation That the United States Supreme Court Review the Decision of the Court of Appeals for the Ninth Circuit In linkLine Comms. v. Pacific Bell Telephone Company（May 23, 2008）, http://www. ftc. gov/opa/2008/05/linkline. shtm.　司法省の意見書に加わらないことについては、Kobacic 委員長が意見の表明を忌避した以外、在任する残り３名の委員全員が賛成している。

(41) この点に関する論稿として、Susan A. Creighton & Valentina V. Rucker, *Price Squeeses: What We Can Learn from the FTC/DOJ Debate,* ABA Antitrust Section Spring Meeting 2009.

(42) 上流市場と下流市場とを独占したとしても、その独占者の独占利潤獲得の機会は２倍になるわけではなく１度しかない。これを Town of Concord 事件判決において Breyer 主任判事は Areeda & Turner の説明をもとに、非常に単純化した次のような例を用いて説明する。

①銅はパイプを製造するためのみに使用されると仮定する。銅原石をインゴットにする市場とインゴットからパイプを製造する２段階の市場を想定し、パイプの利益を最大化する価格を100ドル、原石をインゴットにするコストを40ドル、インゴットからパイプを製造するコストを35ドルと想定する。②インゴットの市場は独占であり、パイプの製造市

に基づきプライススクイーズの競争制限効果は非常に限定的であると考えるシカゴ学派の考え方[43] が大きく影響している。

これに対してプライススクイーズがシャーマン法２条違反を構成するとする立場の見解（以下、「規制維持説」とする）は、プライススクイーズを構成する上流市場及び下流市場における行為を１つの行為として把握している。その上で、垂直統合独占事業者によるプライススクイーズの潜在的な反競争効果として、上流市場の参入障壁をより高くすること[44]、下流市場の非価格競争・開発競争を減殺すること、消費者の選択肢が減ること等を挙げる。また、単一独占利潤理論が必ずしも妥当するとは限らず、プライススクイーズに反競争的効果がないと断じることはできないとする[45]。

さらに、規制反対説が述べるようにプライススクイーズには競争促進的効果があるかもしれないが、合理の原則がそれを適切に評価できないとは思えないとも述べる。そして、このようにプライススクイーズに反競争的な効果があり、必ずしも競争促進的とは言えないと考えると、Brooke Group 判決の基準による規制では不十分であるとする。垂直統合事業者は下流市場におけるコスト割れ販売をするまでもなく、上流市場の価格を引き上げることによりプライススクイーズを行うことができ、それを消費者に還元することなくより多くの利益を得ることができると指摘する。また、埋め合わせの可能性の要件についても、そもそも上流

場は競争的であると仮定する。インゴット市場の独占者が65ドルの価格をつけたとすると、川下市場の価格が100ドルであるので35ドルのマージンが競争者にはあり、自らには25ドルの独占利潤が生じる。③これとは別にパイプの市場が独占的で、インゴットの市場が競争的であると仮定すると、競争によりインゴットは40ドルで提供され、パイプは100ドルであるので、コスト35ドルを差し引いて残りは25ドルの独占利潤が生じる。④２つの市場ともに独占している場合、100ドルでパイプを販売し、川上・川下市場双方のコスト（40ドル＋35ドル）を差し引くと25ドルの独占利潤が残る。結局、２つの市場のうち１つのみが独占である場合（①及び②）も、２つの市場ともに独占である場合（③）においても、利益を最大化するパイプの価格が100ドルであるとすると利潤は25ドルとなる。

(43) Dennis W. Carlton, *Should "Price Squeeze" be a Recognized Form of Anticompetitive Conduct?*, 4 J. Competition L. & Econ. 271（2008）.

(44) 上流市場に参入するためには結局垂直統合することが必要となる。

(45) その理由として、価格差別を助長すること（価格差別は単一独占利潤理論の枠外である）、単一独占理論が採用する、インプットが固定された割合で利用される、という前提が一般的に現実的ではないこと、本件は上流市場に規制が存在するが、これは単一独占利潤の理論の枠外であること、を挙げる。

市場において利益を得ることができるので、プライススクイーズにおいてこれを要件とすることは適当ではないとする[46]。

2　Alcoa 事件の評価

Alcoa 事件判決については従来からも批判があったが[47]、Alcoa 事件について規制反対説は、この批判と同様な理由から同判決の基準がすでに時代遅れであるとする。規制反対説は同判決を、被告が下流市場における競争者が「生存するための利益」を得ることが出来ないように上流市場での価格を「公正な価格」以上の価格に設定するプライススクイーズを違法としたものであるととらえている。このような基準が問題となるのは、第一にこの基準が曖昧なものであることである。また、第二の問題としては、これは反トラスト法が目的とする「競争の保護」ではなく「競争者の保護」に誤って焦点を当てたものであることであり[48]、この批判は主としてシカゴ学派の立場からなされてきたものである。

これに対して、規制維持説からは、同事件について異なる見解が述べられている。Alcoa 事件は、「公正な価格」や「生存するための利益」という用語を使用しているため、競争よりも競争者を保護するものとして上記のように批判されているが、Alcoa 事件及びその後継事件が実際にとった基準を見ると、単に競争者を保護するものであるとも考えられないとする。というのは、上記で見たように、Alcoa 事件では、インゴットを圧延してアルミを製造するための Alcoa 社自身のコストが競争者に対するインゴットの価格と比較されており、すなわち、生産の上流及び下流の２つの市場において事業を行う垂直統合独占事業者が、単一の市場における同様に効率的なライバルを排除することを禁止する、同様に効率的な競争者テストを確立するものとして理解でき、またその基準は充分明確であると

---

(46) Brief of Amicus Curiae COMPTEL in Support of Respondent 2008 WL 4673303 (U.S.), Oct. 21, 2008.

(47) 例えば Town of concord, supra note 18, 25.

(48) Brief of Amici Curiae Professors and Scholars in Law and Economics in Support of the Petitioners., 2008 WL 4125499 (U.S.), Sept. 3, 2008., J. Gregory Sidak, *Abolishing The Price Squeeze as a Theory of Antitrust Liability,* 4 J. Competition L. & Econ. 279, 303 (2008).

する[49]。

連邦最高裁はプライススクイーズを判断するための先例に関して、Alcoa 事件以来の経済学及び反トラスト法理の展開に鑑みると、Alcoa 事件ではなく Trinko 事件及び Brooke Group 事件の方がより適切であるとし、60年近く反トラスト法理として有効であった判例の変更を行っている。

3　規制法の存在と裁判所の役割

上記の Alcoa 事件の評価に基づき、プライススクイーズを反トラスト法による規制対象とすることは、規制反対説の立場からは裁判所に規制の負担を過度に負わせることとなると考える。プライススクイーズを反トラスト法によって規制するためには、純粋な能率競争の現れである値下げの場合と峻別するために、何が妥当な価格レベルなのかという判断が必要である。また、経済状況は刻々と変わるので、裁判官がそのような検討をしなければならないのであれば、長期にわたって監視をしなければならない。しかし、裁判所はその役割にはふさわしくなく、専門的知見を有する規制当局の方が適任である、とする。

このような裁判所の役割についての懸念は、Trinko 判決においても見られたものである[50] が、このような考慮がなされるのは、米国における反トラスト法のエンフォースメントがほとんど私訴によるものであることに大きく依拠すると思われる。米国では、反トラスト法違反については三倍額賠償が認められるため、90％以上が私訴であるといわれる[51]。このため、濫訴のおそれもあると考えられる。また、欧州では欧州委員会による専門的な判断に対する司法審査を裁判所が行うのに対し[52]、米国における私訴の場合には裁判所が一からコスト判断を

---

(49) Supra note 40, 4.

(50) Supra note 22, 29.

(51) Neal R. Stroll & Shepard Goldfein, *Judge Learned Hand's 'Alcoa' Headed for an Iceberg,* 8/19/2008 N.Y.L.J.3, (col 1).

(52) 欧州第一審裁判所もこの点については明確に裁判所の役割が限定されたものであることを認めている。「裁判所はＥＣ条約の競争法の条項の要件が満たされているかについての包括的な司法審査は行うが、委員会が行った複雑な経済分析の評価は必然的に限定されたものとなり、それが手続き及び訴状における関連法令の要件が満たされているか、事実が正確に述べられているか、及び評価において明白な誤りや権利濫用がないか、について審査することに限定される」（Deutsche Telekom v. Commission, Case T-271/03 2008. 4.

しなければならない事例も多いのであろう。従って、裁判所にプライススクイーズについての判断を行わせることについては慎重な立場をとらざるを得ないとも考えられる。

裁判所の役割に関する上記の議論と関連して、適正な価格レベルを裁判所により判断することが難しいのであれば、過剰規制による弊害（False positive）、すなわち適正な価格競争まで違法であると規制することにつながるのではないかという懸念が示されている。また、プライススクイーズが競争を制限するかという検討は、必然的に事後に（ex post）なされるものであり、事前に適法であるかについての判断が事業者によってできないのであれば、それは反トラスト法がまさに保護しようとする競争に対して萎縮効果を生むのではないかという懸念も示される。

これに対して、規制維持説は事業規制法による規制の存在があることのみでは、反トラスト法の適用を否定するには十分でないとする。その理由として、Town of Concord 事件（川上・川下市場とも規制価格）や Trinko 事件（すでに事業法により措置がなされている）の場合には、事業法により非常に厳しく規制がなされていた行為に対して反トラスト法を適用するかが問題とされたが、LinkLine 事件では、卸価格にはゆるい規制（事前に規制当局はチェックしていない）がかけられており、小売はまったく規制がなされていない状況であるため、前者２事例のようにプライススクイーズの被害者は規制当局に是正を求めればよい、というのでは十分ではないとする[53]。また、この立場の論者は反トラスト法の裁判所による規制も充分可能であると主張する。その理由として、Trinko 事件では裁判所が細かい毎日の取引についての法執行者となるのは困難とされたが、特に本件のように小売価格よりも卸売価格の方が高い場合、裁判所が価格を決定する必要はなく、単にマージンをプラスにするように命じればよいからであると述べる[54]。

10　OJ C128/29）

(53)　Oral Argument of Richard M. Brunell on behalf of the American Antitrust Institute, as Amicus Curiae, Supporting the Respondents, 2008 WL 5129090（Dec. 8, 2008）.

(54)　Brief of the American Antitrust Institute as Amicus Curiae in Support of Dismissal of the Writ or Affirmance, 2008 WL 4685146（Oct. 21, 2008）.

４　規制分野以外のプライススクイーズの評価

司法省を始めとする規制反対説の立場からは、規制分野であるか否かを区別せず、プライススクイーズという行為類型全体について、シャーマン法２条違反となり得る行為からはずすことを主張している。

これに対して規制維持説は、プライススクイーズは伝統的反トラスト法理の一部であるとしつつも、もしこれを反トラスト法の規制からはずす場合には、事業規制法が価格について規制を行っている場合におけるプライススクイーズのみをはずすべきであると述べる。

最高裁判所判決は、事業規制法が価格について規制している場合に限定することなく、プライススクイーズはシャーマン法２条違反行為とはならないと判断した。これに対して、同意意見において Breyer 判事は、「事業規制法による規制がある場合に」プライススクイーズを反トラスト法により規制することは、その利点よりも不利益の方が大きいと述べており、必ずしもプライススクイーズ全体をシャーマン法２条違反行為からはずすことに同意していないように思われ(55)、これは結論において裁判官全員が一致している判決の中で判断が分かれている点である。

Ⅴ　結びに変えて

以上、米国における反トラスト法によるプライススクイーズの規制について LinkLine 事件最高裁判決を中心に、それに至るまでの経緯及び同裁判をめぐって展開された議論を概観してきた。

同判決は、不当廉売についての Brooke Group 事件最高裁判決、取引拒絶についての Trinko 事件最高裁判決に続いて、独占的事業者が行う単独行為（unilateral conduct）に関して最高裁判所としての判断を示したものであり、60年以上プライススクイーズをシャーマン法２条違反とする先例とされてきた Alcoa 事件を覆した重要判決である。

そこでは、Brooke Group 事件及び Trinko 事件判決でも示されたような、独

(55)　Supra note 26, 1124.

占者が独占的利潤を得ることそのものは違法ではないという考え方に基づき、プライススクイーズを規制することは「競争」の保護ではなく「競争者」の保護につながるという判断が示されている。これは、上記でも述べたようにシカゴ学派の影響を強く受けたものであると考えられ、法と経済学の研究者による Brief の内容とも大部分において一致しているが、連邦司法省がこの立場を鮮明にして、FTC からの反対にもかかわらず Brief を提出したのも注目された点である。Bush 政権の最後の１年にこの Brief を提出した連邦司法省は、同年、シャーマン法２条に関連してガイドラインを発表しているが[56]、同ガイドラインも全体としてシカゴ学派の影響を強く受けたものであった。

2009年に入りオバマ政権がスタートしてから、連邦司法省は同ガイドラインを撤回し[57]、司法長官の Christine Varney は独占的事業者が行う排除行為については、前政権の立場とは異なり、厳しく規制していく意向を示している[58]。このため、シャーマン法２条違反の行為について司法省自身が摘発する可能性も以前より高くなるとも考えられる。しかしながら、上記で見たように最高裁判所はすでに、Brooke Group 事件、Trinko 事件、そして LinkLine 事件により独占的事業者が行う単独行為に対するシャーマン法２条の適用についてはかなり限定的な解釈を示しており、司法省が立場を変更したとしても、それが争われた場合には最高裁判所で覆される可能性が指摘され、これに対して懸念を示す見解もある[59]。

本稿で検討したプライススクイーズについては、米国では上記で見たように行為の競争に与える影響や事業規制法によって一定の規制がなされている場合の裁

---

(56) US Department of Justice, *Competition and Monopoly: Single Firm Conduct under the Section 2 of the Sharman Act,* September 8, 2008. http://www. justice. gov/atr/public/reports/236681. pdf

(57) DOJ Antitrust Division Press Release, May 11 2009. http://www. justice. gov/atr/public/press_releases/2009/245710. htm

(58) Christine A, Varney, *Vigorous Antitrust Enforcement in This Challenging Era,* Remarks as Prepared for the United States Chamber of Commerce, May 12 2009. http://www. justice. gov/atr/public/speeches/245777. htm

(59) AAI Press Release, “Death of the “Price Squeeze” Offense, ” Feb. 27, 2009. 同リリースにおいては、LinkLine 事件最高裁判決は「独占者への贈り物（A Gift to Monopolists）」であると述べられている。

判所による反トラスト法の適用の是非、明確な基準を事前に示すことへの配慮など、多くの論点がある。これらに関し、最終的にLinkLine事件で連邦最高裁判所としての判断が下され、これにより、下流市場における垂直独占事業者の価格が略奪的価格設定に該当する場合以外はプライススクイーズは違法とはならないという、非常に明確な基準が示された。市場支配的事業者による単独行為について、取引拒絶、略奪的価格設定に続き違法となる行為を限定的にとるという点で、今後もその他の単独行為の違法性についての議論を行う上で米国でも大きな意味を持つ事例であり、また、わが国におけるプライススクイーズ規制のあり方について検討をする際に手がかりとなる論点を提供するものである。他方、欧州においては積極的にプライススクイーズを規制しているため、両者の方向性の違いについても議論となっており[(60)]、また、米国では三倍額賠償を求めて多くの私訴がなされること等状況も大きく異なるために、わが国における規制のあり方を検討する際にはこれらを慎重に考慮する必要があろう。

(60) *Reconciling price squeeze in the U.S. and the EU: LinkLine, Telefonica, and Deustche Telekom,* ABA Antitrust Spring Meeting 2009.